

# 第1回鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会

## 次 第

日時：令和2年11月24日（火）

10：00～12：00

場所：鳥取市役所6階 第4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 会長・副会長の選出

6 議 事

### 【協議事項】

（1）鳥取市人権施策基本方針に係る人権施策の取組状況について

・・・資料1、資料2

（2）新型コロナウイルス感染症に係る人権への配慮について

・・・資料3、資料4

### 【報告事項】

（1）地域食堂（こども食堂）の開催状況について・・・資料5

（2）パーソナルサポートセンターの対応状況について・・・資料6

参考資料 資料7 「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」

7 その他

8 閉 会

## 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会 委員名簿

（任期 令和2年11月1日～ 令和4年10月31日）

	氏名	所属団体・職
1	石山 雄貴	鳥取大学地域学部 講師
2	今度 珠美	鳥取県情報モラルエドゥケーター 鳥取人権擁護委員協議会鳥取市部会
3	小谷 喜典	公募
4	佐藤 淳子	とっとり震災支援連絡協議会 事務局長
5	薛 幸夫	在日本大韓国民団鳥取県本部 常任顧問
6	田中 真一郎	鳥取市人権教育協議会 副会長 鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会会長
7	谷口 麻有子	鳥取総合法律事務所 弁護士
8	中村 克彦	鳥取市自治連合会 副会長
9	西村 繁紀	部落解放同盟鳥取市協議会 書記長
10	濱江 和恵	青谷地域振興会議委員
11	福田 克彦	公募
12	藤野 謙一	鳥取こども学園 副園長
13	松田 吉正	鳥取市民生児童委員協議会 会長
14	松ノ谷 博	鳥取市手をつなぐ育成会 副会長
15	山口 雅彦	公募
16	山本 朝子	鳥取人権擁護委員協議会鳥取市部会

（50音順）

### 《事務局》

人権政策局長		武田 敏男
人権推進課	課長補佐	太田 奈津美
人権推進課	主任	高山 浩太郎
人権推進課	主事	山根 博之
人権推進課	主事	西村 菜美
中央人権福祉センター	所長	川口 寿弘
中央人権福祉センター	副所長	川上 正樹

## 鳥取市人権施策基本方針(第2次改訂)取組状況

## 令和元年度 主要な人権施策【全般】

基本的施策	事業等取組状況	実績
<p><b>1 人権啓発</b></p> <p>すべての人々が、あらゆる差別や人権問題を自らの課題として受け止め、日常の人権問題に敏感に気づくような感性を育み、様々な場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図ります。また、関係機関や市民団体との連携による各種集会や講演会、研修会等を継続して開催することで、人権教育・啓発の一層の推進に努めます。</p>		
<p>(1)市民に対する啓発</p>	<p>①市民集会等の開催 鳥取市人権教育協議会や関係団体と連携し、「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会」を開催するほか、各総合支所や人権福祉センターでも様々な人権に関する研修会や講演会を開催。</p> <p>②人権とっとり講座の開催 様々な人権問題について市民に学習の機会を提供することを目的に、毎年テーマを決め講座を開催。</p> <p>③人権教育推進員による啓発活動 市民への人権教育・啓発を行うため人権教育推進員（13人）を配置、企業や地域の研修会に派遣し、講師・指導助言を行い、人権教育・啓発の推進を図っている。</p> <p>④人権標語・ポスターの募集・掲示 人権に関する標語・ポスターを学校や企業から募集し、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、作品を市内の主要な場所に掲示して人権啓発を図る。</p> <p>⑤広報誌・啓発冊子等による啓発 ・市報「シリーズ@じんけん」隔月掲載6回/年（偶数月） ・FM鳥取「人権啓発放送」隔月 6回/年（奇数月） ・広報誌「センターだより」毎月発行。ホームページ掲載。 ・「鳥取市社会人権教育・啓発推進の手引き」発行（隔年） ・啓発冊子の購入「月間ヒューマンライツ」「月間部落解放」等</p> <p>⑥公益財団法人鳥取市人権情報センターとの連携・活用 人権情報センターは人権に関する専門機関として、センターの特色である市民参加型の手法を取り入れながら、市からの人権とっとり講座やネットモニタリング等の業務委託をはじめ、専門性を活かした様々な研修会や市民団体への活動支援等の事業を実施している。</p>	<p>・鳥取市民集会 8/2 参加者数約1,000人 ・各支所主催研修会 参加者数 延べ813人</p> <p>テーマ「差別の現実と向き合う」 ・7講座 ・参加者数 計1,076人</p> <p>・企業研修派遣回数 106回 ・地区研修会派遣回数 261回</p> <p>・11/24人権フォーラムにて表彰式</p> <p>[テーマ] 部落問題、自死、性暴力、子どもの人権、ジェンダー等</p> <p>各人権福祉センター 各地区同和教育推進協議会に配布 庁内各部各支所配布</p>

基本的施策	事業等取組状況	実績
(2)地域への啓発	①鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会等の支援 地域に根ざした人権教育を推進するため、市民の自主的活動を推進する目的で、鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の支援、各地区人権教育推進協議会等（52地区）の活動強化を図っている。	・連合会関係会議 総会 6/4、理事会（6回） ・小地域懇談会参加者数 7,411人
	②指導者の養成 地域の指導者養成の一環として、会長研修会、地区人権啓発推進員研修会を開催している。 ③「鳥取市社会人権教育・啓発推進の手引き」を指導者用として各地区に配布し活用を図っている。	・会長研修会 6/28 参加者数 48人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 7/12、13 参加者142人 第2回 12/15 参加者117人
(3)企業への啓発	①研修会の開催 鳥取市人権教育協議会の企業部会会員を主な対象とした企業人権問題研修会を開催。	・代表者対象研修会 5/31 参加者数 100人 ・人権啓発推進員対象研修会 10/1、2 参加者数 計274人 ・社員対象研修会 2/7 参加者数 80人
	②企業訪問 ・市人権教育推進員等が企業を訪問し、人権問題に関する研修計画の策定や研修実施について支援している。 ・鳥取市人権教育協議会企業部会の加入促進	訪問企業数 17社
2 相談支援の強化		
市民の多様で複雑な人権相談に対応するため、支援制度や相談窓口の周知に努めるとともに、国県と連携を図りながら相談員の専門性向上・資質向上に取り組みます。		
(1)人権福祉センターの相談支援 相談支援の窓口である「人権福祉センター」を中心とした相談体制の充実を図ります。また、人権問題の相談は、同時に生活困窮や福祉、就労、教育、住宅等の分野に渡る場合があり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めます。	①人権福祉センター相談支援事業 市内に中央人権福祉センター含む10センターを配置し、相談支援業務を中心に事業を実施している。人権相談や生活上の様々な困りごと相談を職員または希望により専門相談員（カウンセラー・弁護士）が受け、問題解決のための支援を行っている。	【人権相談】延べ1,287件 【生活相談】延べ1,335件
	②相談支援担当者会の実施 人権尊重の視点での相談者対応を行うため、各人権福祉センターの相談担当職員を対象に毎月1回開催。テーマを決め講師を招き研修会の実施。各センターが受けた具体的事例や相談内容を参考にケース検討。（12回）	【具体的相談対応事例】 ・生活保護制度、成年後見制度、日常生活自立支援事業の概要、事例（成果、課題等）
(2)相談窓口の周知	①各種相談窓口の周知 ・市報、市ホームページ、センターだより、各種チラシなどによる情報発信	
	②人権交流プラザの利用促進 ・ホームページ掲載やリーフレット等の配布により、施設の利用促進を図り、相談窓口の周知に繋げる。	・人権交流プラザ年間利用者実績 19,507人

基本的施策	事業等取組状況	実績
(3)相談員の資質向上	<p>①隣保館連絡協議会との連携 全国および県内の隣保館と相互連携を強化し、情報交換や各種研修会参加により職員の資質向上、スキルアップを図る。</p> <p>②各種研修会参加 その他内部組織や外部の関係機関が開催する人権に関する研修会等に相談員を参加。</p>	<p>【受講研修名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第44回部落解放・人権西日本夏期講座</li> <li>・第71回全国人権・同和教育研究大会</li> <li>・全国隣保館職員中国ブロック研修会</li> <li>・西部ろうあ仲間サロン会と河原人権福祉センター交流会</li> </ul>
<p>3 人材育成の取り組み</p> <p>本市の職員を対象に、さまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施しながら、人材育成に取り組めます。地域・職場等においては関係機関と連携して人材育成プログラムの作成ならびに研修等を行い、人材育成に努めます。</p>		
(1)市職員の人権研修	<p>○職員対象人権研修会（若手職員対象）</p> <p>○人権とっとり講座への職員派遣（係長級・新規採用職員）</p> <p>○県外研修会、全国集会への職員派遣</p>	<p>テーマ「同和問題」</p> <p>参加人数 64人</p> <p>7回講座 参加人数 444人</p> <p>派遣人数 12人</p>
(2)地域・職場の人材育成	<p>人権とっとり講座、市民集会等さまざまな研修会を開催することで学ぶ機会を提供し、地域・職域で人権教育・啓発の取組を推進する人材の育成を図っている。また各地区人推協や各企業に配置された人権啓発推進員対象の研修会への参加。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区人権啓発推進員研修 延べ259人</li> <li>・企業人権啓発推進員対象研修 延べ274人</li> </ul>
<p>4 人権擁護の推進</p> <p>国・県等の関係機関と連携し、差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、被害を受けた人が自立に至るよう総合的な支援に努めます。</p>	<p>○人権擁護委員協議会活動を支援し、人権擁護委員との連携を図る。</p> <p>・啓発物品配布、広報誌・町内放送・広報車巡回による広報活動等</p> <p>○人権擁護委員による特設人権相談所の設置・広報</p> <p>○人権週間（12/4～12/10）の広報</p> <p>○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の広報</p> <p>○相談支援窓口「人権福祉センター」の体制充実、相談員の資質向上</p>	

鳥取市人権施策基本方針(第2次改訂)取組状況

令和元年度 主要な人権施策【同和問題】

基本的施策	事業等取組状況	区分 (継続/新規)
<p><b>教育・啓発の推進</b></p> <p>同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市民団体や企業等関係団体と協働し、小地域懇談会や各種講座、講演会、企業研修などさまざまな機会を通じて、部落差別解消に向けた教育・啓発を推進します。また、インターネット等の情報化の進展に伴った部落差別に関する状況の変化に対応するための教育・啓発のあり方について研究を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報「シリーズ@じんけん」(部落差別の解消を私たちの課題に)掲載/市報R元.6月号</li> <li>・鳥取市民集会第3分科会「差別の現状を知り、同和問題(部落差別)解決への道を探る」開催</li> <li>・人権とっとり講座「ネット上の部落差別の解決に向けて」開催</li> <li>・人権とっとり講座への職員派遣(係長級・新規採用職員)</li> <li>・小地域懇談会(同和問題)開催 参加者数約300人</li> <li>・企業研修(同和問題)への人権教育推進員の派遣 16回</li> <li>・ネットモニタリングの実施 R元.10月～</li> <li>・人権啓発資料(DVD)の整備・図書購入</li> <li>・市人教だより「つなぐ」発行/1回</li> <li>・市職員対象人権研修会(若手職員)/2回</li> </ul> <p>資料：啓発冊子「部落差別のない社会をめざして」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「部落解放月間」街頭啓発活動 7/10鳥取駅前</li> <li>・「身元調査お断り運動推進強調月間」リーフレット配布</li> <li>・「本人通知制度」の周知/市報R2.1月号(市民課)</li> </ul> <p>※「本人通知制度」の周知/市報R2.4月号「@じんけん」</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>新規</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>新規</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>新規</p>
<p><b>相談体制の充実</b></p> <p>収入、就労、就学等の状況から生じている様々な生活課題の解決に向け、当事者本位の相談支援を推進します。また、人権福祉センターは地域社会における福祉向上や人権啓発の拠点として、地域課題や住民のニーズに応じた事業の充実を図り、人権と福祉のまちづくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権福祉センター相談支援事業 訪問活動を強化し困難を抱える人の早期発見・支援を図る 新規相談者数(月平均人数)28人</li> <li>・地域福祉事業(介護予防教室、家族介護講座等) 各人権福祉センターが地域の実情に応じた教室・講座等を実施。 延べ406回、参加者数計5,921人</li> <li>・地域交流促進事業(人権と福祉のまちづくり講座等) 地域ニーズを把握した人権講座等を開催し、地域住民相互の理解と交流を促進する。延べ254回、参加者数計5,218人</li> <li>・継続的相談援助事業 専門相談(カウンセラー・弁護士)</li> <li>・センターだよりの発行/各センター月1回</li> </ul>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>

人権施策推進関連事業 令和元年度事業実績および令和2年度事業取組一覧表

資料2

分野	No.	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和元年度事業取組	令和元年度事業実績	令和2年度事業取組
<b>鳥取市人権施策基本方針(第2次改訂)</b>							
全般 (同和)	1	鳥取市人権情報センター補助事業	人権推進課	・公益財団法人鳥取市人権情報センターの運営補助センターの特色である市民参画型の手法を取り入れながら、さまざまな人権問題に関する取組みを推進するとともに、人権問題の解決を図る市民運動に対する支援を行なうことにより、差別のない人権尊重都市鳥取市の実現に寄与することを目的としている。	人権に関する情報の収集・提供事業、調査・研究事業、啓発・相談事業等を実施している団体へ補助金を交付することにより、様々な人権課題に対応し本市の人権啓発の推進を図る。	・人権のつどいや各研究部会の開催、市民活動の支援、機関誌発行等の実施に対し補助を行い、本市の人権啓発推進を図った。 補助額 30,122千円	社会情勢の変化を踏まえながらセンターが実施する効果的効果的な運営を、継続して支援して。
全般 (同和)	2	市民集会等開催事業	人権推進課	・同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決につなげるよう、本市の人権啓発・教育の柱として、市民集会を開催する。 ・新市域においても各総合支所が中心となり人権集会や各人権講座を実施し市全体で人権啓発に取り組む。	・人権尊重社会を実現する鳥取市民集会全体会分科会の開催 ・各総合支所を中心に新市域での人権集会等を開催	・8/2人権尊重社会を実現する鳥取市民集会を開催 参加者数約1,000人 ・各町民集会 参加者数 計813人	「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会全体会分科会」新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を令和3年度に延期。
全般 (同和)	3	鳥取市人権教育協議会補助事業	人権推進課	・鳥取市人権教育協議会の補助 ・人権教育の推進を通じて様々な人権課題の解決を図ることを目的とする。	各種の人権啓発活動を実施する団体の運営経費を補助することにより、様々な人権問題解決の取り組みを推進する。	・市民集会開催、市人教だより全戸配布、各部会活動等の実施に対し補助を行い、本市の人権啓発推進を図った。 補助額 3,146千円	様々な人権課題の解決を図ることを目的に人権教育推進活動を行う団体に補助金を交付することにより、本市の人権啓発の推進を図る。
全般 (同和)	4	地区公民館生涯学習事業(人権啓発事業)	生涯学習・スポーツ課	地域の中で尊重し合い共に生きるための人権尊重の意識を高めることを目的に、人権啓発推進事業を実施する。 ・地区公民館62館(内分館1館)の事業費	鳥取市各地区公民館にて計画及び実施 ・人権を総合的に学ぶ事業 ・人権行事への参加 ・個別の人権課題に対する正しい知識を身につける学習機会の提供	各地区公民館が地域の実態に応じた人権啓発推進事業を目的をもって計画し、事業を実施した。ただし、新型コロナウイルスの影響で事業未実施となった公民館が4館あった。 事業開催数 延べ148件 参加人数 延べ4,874人	地域の人材を育てるひとつの目的に、地域の人々が集い交流し合う機会を充実させる。 各地区公民館にて計画及び実施 ・人権を総合的に学ぶ事業 ・人権行事への参加 ・個別の人権課題に対する正しい知識を身につける学習機会の提供
全般 (同和)	5	人権に関する職員研修	職員課	職員一人ひとりが人権に関する正しい理解と認識を深め、相手の立場を尊重し、差別のない職場や社会を目指す。	・人権とつどい講座への計画的(階層別)な参加 ・職員課主催ハラスメント防止研修の開催	・人権とつどい講座を受講対象:係長級及び新規採用職員 参加者数延べ444人 ・ハラスメント防止研修 対象:所属長 参加者数123名	・人権とつどい講座に計画的(対象課長補佐級)に参加受講する。 ・ハラスメント防止研修は所属長と課長補佐級を対象にそれぞれ実施予定
全般 (同和)	6	市人権啓発推進協議会連合会補助金	人権推進課	・鳥取市人権啓発推進協議会連合会の補助 ・同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて、地域に根差した人権教育をさらに推進していく。	・連合会の活動に対して補助することにより、各地区同推協等の諸活動を充実させ、市全体の人権啓発を推進していく。 ・各地区同和教育推進協議会等への活動助成 ・地区人権啓発推進員の育成・各ブロックの研修会	・各地区同推協への活動助成 52地区 ・地区人権啓発推進員対象全体研修 参加者数259人 ・各ブロック全体研修会 10ブロック実施	・連合会の活動に対して補助することにより、各地区同推協等の諸活動を充実させ、市全体の人権啓発を推進していく。 ・各地区同和教育推進協議会等への活動助成 ・地区人権啓発推進員の育成・各ブロックの研修会
全般 (同和)	7	人権福祉センター地域福祉事業	中央人権福祉センター	・様々な生活課題を抱える人、社会的孤立の状態にある人に対して社会参加を促す活動を行い福祉の増進を図る。 ・併せて地域福祉を担う人材を育成する。	・主に高齢者や障がい者等を対象に、日常生活訓練、社会適応訓練、創作・軽作業、介護技術指導等を実施する。 ・地域福祉デイサービス、家族介護講座、手話教室等 ・介護職員初任者研修、傾聴力養成講座等	・生活上の課題を抱える社会的支援が必要な高齢者及び障がい者等を対象に当事業を実施し、参加者の自立や生きがいを高める活動を図った。 講座開催回数 計406回 参加人数 計5,921人	・主に高齢者や障がい者等を対象に、日常生活訓練、社会適応訓練、創作・軽作業、介護技術指導等を実施する。 ・地域福祉デイサービス、家族介護講座、手話教室等 ・介護職員初任者研修、傾聴力養成講座等
全般 (同和)	8	人権福祉センター地域交流促進事業	中央人権福祉センター	地域住民のニーズを的確に把握し地域課題の解決を図るため、より効果的な地域交流が図られる講座を実施し、地域住民相互の理解と交流を一層促進する。	・人権と福祉のまちづくり講座 ・地域交流促進講座	・地域住民のニーズの把握に努め、効果的な地域交流を図ることができる講座を実施。 講座開催回数 計254回 参加人数 計5,218人	・人権と福祉のまちづくり講座 ・地域交流促進講座
全般 (同和)	9	人権福祉センター継続的相談援助事業	中央人権福祉センター	・複合的に困難を抱える人に対し、専門相談員が継続的・個別的・包括的な相談支援を実施する。 ・センター来所者への情報提供や訪問活動により、社会的支援が必要な対象者の早期発見、支援を行う。	・センター利用者への情報提供、訪問活動等 ・専門相談事業(カウンセラー・弁護士)	・人権福祉センター利用者への情報提供や訪問活動等(アウトリーチ)により、生活上の課題を抱える社会的擁護が必要な対象者の発見・支援とともに、適切に専門家(カウンセラー・弁護士)に繋ぐなどのコーディネートを行った。 相談支援1,853件	・センター利用者への情報提供、訪問活動等 ・専門相談事業(カウンセラー・弁護士)
<b>第3次鳥取市男女共同参画かがやきプラン(H28～R2)</b>							○第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン策定
男女共同参画	10	男女共同参画登録団体補助事業	男女共同参画課	登録団体が行う男女共同参画推進に関する広報・研修等の活動支援。	男女共同参画登録団体への活動費補助	補助実績 7団体 10件 439千円	男女共同参画登録団体への活動費補助
男女共同参画	11	男女共同参画啓発講座開催事業	男女共同参画課	男女共同参画の推進に関する啓発講座の実施	鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」を拠点とする啓発講座の開催	講座開催回数 16講座 参加者数 計 507人	・鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」を拠点とする啓発講座の開催
男女共同参画	12	女と男とのハーモニーフェスタ事業	男女共同参画課	女性の積極的な社会参画意識の高揚と男女共同参画に関する市民の意識啓発を図る。	女と男のハーモニーフェスタ 日時:令和元年10月5日(土) 11時30分～16時00分 場所:鳥取市民会館 内容:活動展示、即売、映画上映、ワークショップ等	参加者数 280人	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を令和3年度に延期。
男女共同参画	13	女性活躍推進事業	男女共同参画課	専門性を身につけた女性起業家やフリーランスで活躍する女性の交流事業の実施。	日時:令和元年12月8日(日) 場所:市内交流スペース 内容:講演、ワークショップ等	出店 18店 参加者 150名	日時:令和2年12月5日(土)(予定) 場所:鳥取大丸5階 内容:講演、ワークショップ等
男女共同参画	14	家庭・婦人相談員設置事業	こども家庭相談センター	家庭内の問題について相談・支援を行い、安全・安心な生活の確保、児童の健全な育成を促す環境を提供する。	専任の職員を配置し、面接、電話、訪問等による家庭・女性相談の実施。	・専任相談員3名を配置し、家庭内の問題(DV相談、養育相談など)について、相談・支援を行った。 相談件数 延べ1,214件	専任の職員を配置し、面接、電話、訪問等による家庭・女性相談を実施する。

分野	No.	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和元年度事業取組	令和元年度事業実績	令和2年度事業取組
<b>第5期鳥取市障がい福祉計画および第1期鳥取市障がい児福祉計画(H30～R2)</b>							
障がい	15	相談支援事業	障がい福祉課	市内6箇所指定相談支援事業所に本市の相談支援事業を委託し、障がいのある人が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う体制を整備し、障がいのある人の地域生活の定着及び移行を積極的に推進する。	基幹相談支援事業所1か所及び6か所の指定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がいのある方の生活支援や就労支援のための障害福祉サービス等に関する情報提供やアドバイスなどを実施する。	相談対応件数 36,669件(指定相談支援事業所6か所)	基幹相談支援事業所1か所及び8か所(2か所増)の指定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がいのある方の生活支援や就労支援のための障害福祉サービス等に関する情報提供やアドバイスなどを実施する。
障がい	16	重度障がい者(児)タクシー料金助成事業	障がい福祉課	重度障がい者の日常生活の利便向上と社会参加の拡大を支援するため、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付し、障がい者福祉の増進を図る。	引き続き、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で所得税及び住民税非課税の者を対象として、月4枚(申請月に応じて交付)1枚あたり、初乗り運賃相当額(650円を限度)	交付者数 1,211人 交付枚数 20,482枚	引き続き、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で所得税及び住民税非課税の者を対象として、月4枚(申請月に応じて交付)1枚あたり、初乗り運賃相当額(650円を限度)
障がい	17	障がい者成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方など判断能力が十分でない人が、一方的に不利な状態にならないよう、裁判所から選任された人(成年後見人等)が本人に代わって保護し本人の権利を守る。	・市長が家庭裁判所に成年後見の開始を申し立て。 ・被後見人が資力のない場合に後見人報酬を助成。 ・鳥取市権利擁護支援センターの運営補助	市長申立件数 5件 成年後見報酬助成件数 30件	・市長が家庭裁判所に成年後見の開始を申し立てる。 ・被後見人が資力のない場合に後見人報酬を助成する。 ・鳥取市権利擁護支援センターの運営補助
<b>鳥取市子どもの未来応援計画(H29～R3) 第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)</b>							
子ども	18	地域子育て支援センター管理費(子育て相談事業)	こども家庭課	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。来所、電話での相談・援助を随時実施し、必要に応じて関係機関との連携を図る。	・子育て等に関する相談、援助の実施 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	鳥取市 子育て支援センター 14施設 延べ利用者数 60,683人	・子育て等に関する相談、援助の実施 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
子ども	19	子どもの貧困対策推進事業	こども家庭課	家庭の経済的な環境によって左右されることなく、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困に対する「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援を行っている関係部署・機関等が連携して、子どもの貧困対策の総合的な推進を図る。	「鳥取市子どもの未来応援計画」に基づき、子どもの貧困対策推進コーディネーターを中心に、関係機関等と連携を図りながら、総合かつ計画的に子どもの貧困対策に取り組む。	・鳥取市子どもの貧困対策推進内連絡会の開催(1回) ・鳥取市子どもの貧困対策地域協議会の開催(2回) ・推進コーディネーターによる小学校・家庭等訪問活動 延べ41件	「鳥取市子どもの未来応援計画」に基づき、子どもの貧困対策推進コーディネーターを中心に、関係機関等と連携を図りながら、子どもの貧困対策に取り組む。 ・第2期鳥取市子どもの未来応援計画策定に向け、子どもの成育環境に関する調査(ニーズ調査)を実施する。
子ども	20	子どもの居場所づくり推進事業費	中央人権福祉センター	民間団体が実施する「こども食堂」の立ち上げや運営の支援	・こども食堂の立ち上げに係る経費の補助 ・こども食堂の運営に係る経費の補助	・立上支援活用団体 1団体1食堂 ・運営補助活用団体 12団体12食堂	・こども食堂の立ち上げに係る経費の補助 ・こども食堂の運営に係る経費の補助
子ども	21	子ども家庭支援事業	こども家庭相談センター	児童虐待防止のため関係機関と連携することにより、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応・支援に取り組む。	児童福祉法に基づく「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を設け、関係機関との情報交換や役割分担等の調整を行うことによる、児童虐待防止の支援・対策等の検討。	児童家庭相談に応じるとともに、虐待の未然防止及び早期発見、並びに要保護児童等に対する支援を関係機関と連携して行った。 ・要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1回 ・要保護児童対策地域協議会 実務者会議 6回 ・要保護児童対策地域協議会 個別支援会議 219回	児童福祉法に基づく「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報交換や役割分担等の調整を行うことにより、児童虐待防止の支援・対策等の検討を行う。
子ども	22	子育て短期支援事業	こども家庭相談センター	保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、夜間や休日、また平日の日中(一時的に)、子育てができない場合、児童養護施設において預かりを実施し、保護者の負担軽減を図る。(鳥取こども学園、青谷こども学園に委託して実施)	・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業 ・平日日帰りステイ事業	様々な事情で、家庭での養育が困難な保護者の負担軽減を図るため、児童福祉施設において一時的な短期預かりを行った。 ・ショートステイ事業 延べ443人 ・トワイライトステイ事業 延べ231人 ・平日日帰りステイ事業 延べ69人	保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、養育が困難となった場合、児童養護施設において以下の預かり事業を実施し、保護者の負担軽減を図る。 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業 ・平日日帰りステイ事業
子ども	23	学力向上推進事業	学校教育課	基礎・基本事項の定着が不十分な児童・生徒もあるため、地域の人材を活用しながら進める「基礎学力定着支援事業」により、「家庭や地域との連携」を図りながら学力向上に努めている。	保護者や地域への情報発信を推し進め、保護者や地域の声を反映させるとともに、地域人材を積極的に活用し、学校・保護者・地域が協働した基礎学力向上策を継続する。	・すべての小・中・義務教育学校の児童・生徒を対象とし、授業後下校までの時間及び長期休業等を利用し実施した。各校が支援者を活用し、授業だけでは定着できなかった内容にじっくり取り組んだり、児童生徒から質問を受けるなどしたりしながら基礎学力の定着を図った。 支援者総数 138名 実施回数 2,462時間	保護者や地域への情報発信を推し進め、保護者や地域の声を反映させるとともに、地域人材を積極的に活用し基礎学力向上策を継続する。 ※R2～事業名変更 「魅力と徹底の学力向上推進事業」
子ども	24	不登校対策事業	学校教育課	学校不適応の専門家を活用により、学校不適応の解消に向けた取組を行う。 ①学校不適応対策専門委員会を行い、対策事業を推進する。 ②学校不適応対策専門委員会の委員を各学校に派遣し、助言や支援を行う。	・学校不適応対策専門委員会の実施 ・スーパーバイザーによる助言指導	・学校不適応対策専門委員会 3回実施 ・スーパーバイザーによる助言指導 1回実施	・不登校対策専門委員会の実施 ・スーパーバイザーによる助言指導 ※R2～事業名変更 「児童生徒支援事業」
子ども	25	人権教育推進事業(人権教育研究推進事業)	学校教育課	人権意識を培うための学校教育の在り方について、指定校による実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。	県外講師を積極的に招聘し、学校の実態に合わせた研究を進め、その実践成果を広く市内小・中・義務教育学校へも公開していく。その成果は、研究指定校で行う児童生徒意識調査アンケート等を指標とする。	・研究指定校 5校(2小学校、3中学校) ・各学校の研究会に他校の教員も参加。 ・児童生徒アンケート結果は概ね良好	県外講師を積極的に招聘し、学校の実態に合わせた研究を進め、その実践成果を広く市内小・中・義務教育学校へも公開していく。その成果は、研究指定校で行う児童生徒意識調査アンケート等を指標とする。
子ども	26	人権教育推進事業(いじめ防止教育推進事業)	学校教育課	学校現場で起こるいじめ問題について、すべての学校教育関係者が適切に対応できるため、いじめ防止教育の効果的な取り組みについて検討し、資料や研修を提供することによって学校現場を支援し、いじめ防止教育プログラムをもとに、小・中学校にいじめ防止教育の推進する。	全校実施を継続する。	・「鳥取市Smileプロジェクト」を通して、いじめ防止教育の取り組みについて全校実施した。	学校現場で起こるいじめ問題について、すべての学校教育関係者が適切に対応できるようにするため、いじめ防止教育の効果的な取り組みについて検討し、資料や研修を提供することによって学校現場を支援する。「いじめ防止対策ハンドブック」をもとに、小・中・義務教育学校のいじめ防止教育を推進する。



分野	No.	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和元年度事業取組	令和元年度事業実績	令和2年度事業取組
<b>第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(H30～R2)</b>							○第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定
高齢者	27	高齢者介護予防支援バス運行事業	長寿社会課	高齢者の生きがいづくりや地域交流の促進を図るため、高齢者の団体に対して高齢者バスを運行する。	市社会福祉協議会にバスの運営を委託し、平日の日帰りができる範囲のバス運行を実施。	・高齢者の生きがいづくりや地域交流の促進を図るため、高齢者の団体に対して高齢者バスを運行した。 運行回数 596回 利用人数 10,245人	・市社会福祉協議会にバスの運営を委託し、平日の日帰りができる範囲のバス運行を実施。
高齢者	28	公共交通機関利用助成事業	長寿社会課	高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動、研修会等に参加するための貸し切りバス等を利用する際に運賃を助成する。	高齢者団体が公共交通機関・貸し切りバスを利用する際の運賃助成(上限5万円)	・高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動、研修会等に参加するための貸し切りバス等を利用する際に運賃を助成した。 利用件数 111件 利用人数 2,985人	・高齢者団体が公共交通機関・貸し切りバスを利用する際の運賃助成(上限5万円)
高齢者	29	介護予防教室事業	長寿社会課	介護予防などを目的とした運動教室等の開催	・運動指導士、理学療法士等を講師とし、転倒予防や生活習慣病予防を目的とした運動教室を開催 ・閉じこもり予防のための集いの場として市内全域で実施	・地域の高齢者等を対象に、健康教育の実施やパンフレット配布等を行い、介護予防に関する基礎的な知識について普及啓発をした。 開催回数98回 参加者数 延べ2,154人 ・R1.11月～委託事業者による介護予防前講座開始。	・介護予防前講座の委託事業者の増加 ・新型コロナウイルスへの感染予防対策を徹底し継続実施
高齢者	30	認知症地域支援・ケア向上事業	長寿社会課	認知症地域支援推進員を中心に、地域における認知症の方とその家族に対する支援体制の構築を図る	・認知症地域支援推進員の配置拡充 ・認知症の方やその家族を支援する体制の強化 ・認知症カフェの開設や運営に対する支援	・認知症地域支援推進員1名配置 ・認知症本人相談員によるピアサポートおれんどアを開始 ・新規カフェの立ち上げに向けた協議体への参加 カフェ連絡会、研修会の実施	・認知症地域支援推進員の配置拡充 ・認知症の方やその家族を支援する体制の強化 ・認知症カフェの開設や運営に対する支援
高齢者	31	生活支援体制整備事業	長寿社会課	高齢者の社会参加の促進と地域における生活支援サービスの提供体制の確保	・生活支援コーディネーターの配置による地域資源の調査・ニーズ把握、地域福祉活動への支援 ・生活支援サービスの充実に向けた有識者等による検討会の開催	・生活支援コーディネーターを8名配置し、地域における新たなサービス提供主体の立ち上げに向けた支援などを行った。 ・鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会を1回開催し、介護予防・生活支援サービス提供体制の方向性を協議した。	・個別事例への介入による地域とのかかわりや多職種間連携 ・検討会や定例会を「鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会」に統合し、構成員や協議内容の見直し
高齢者	32	認知症成年後見制度利用支援事業	長寿社会課	・成年後見制度が必要な人で親族等の申立がない場合に、鳥取市長が申立人となり、成年後見制度の申立を行う。 ・成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所への後見等の申立に必要な費用を負担することが困難な人に対し、申立費用を助成する。 ・成年後見制度を利用されている方で、経済的な理由により本人の財産から後見報酬を支払うことが困難な方に対し、後見報酬の全部又は一部を助成する。	・成年後見制度市長申立を行う。 ・登記手数料、鑑定費用などの申立費用の全部又は一部を助成。 ・後見報酬の全部又は一部を助成。	・成年後見制度の利用に際して、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、申立費用や報酬を負担した。 申立件数 33件 申立費用助成 35件 報酬助成件数 77件	・成年後見制度市長申立を行う。 ・登記手数料、鑑定費用などの申立費用の全部又は一部を助成。 ・後見報酬の全部又は一部を助成。
高齢者	33	市民後見人養成事業	長寿社会課	成年後見制度を適切に利用できる環境の確保を目的に市民後見人を養成する	・市民後見人養成講座の開設と受講生の募集、選考 ・市民後見人の養成講座の運営と、それに係る関係機関・団体等との連携、調整 ・養成講座修了者の受入れ (日常生活自立支援事業(県社協委託事業)における生活支援員として活動) ・成年後見制度に関する広報・啓発 ・市民後見人の後見活動への支援	・専門職以外の一般市民に養成研修を行い、市民後見人として活動できない人を育成した。 ・市民後見人バンク新規登録者 4人 ・市民後見人候補者名簿新規登録者 2人	・受講者増加に向けた取り組み ・受講修了者への活動支援
<b>鳥取市多文化共生推進プラン策定</b>							
外国人	34	国際交流プラザ運営事業(在住外国人支援事業)	文化交流課 国際交流プラザ	・国際交流プラザで在住外国人が安心して生活するための相談や、リサイクル日用品の提供等の支援を行う。 ・在住外国人と地域住民との交流機会を設けるためのイベント等を実施する。 ・日本語を十分に理解できない外国人住民への日本語指導等を行う。	・国際交流プラザの紹介パンフレットを作成、配布。 ・国際交流プラザに登録された日本語ボランティア登録者への活動支援。 ・にほんごカフェの実施。	・外国人住民相談件数(国際交流プラザ) 44件 ・パンフレット200部作成、配布 ・日本語指導ボランティアの集い 年1回6名の参加 日本語指導ボランティア活動者 45名 ・にほんごカフェ 年7回64名の参加	・国際交流プラザの紹介パンフレットを作成、配布 ・日本語指導ボランティア登録者への活動支援 ・にほんごカフェの実施
外国人	35	国際交流プラザ運営事業(市民国際理解推進事業)	文化交流課 国際交流プラザ	在住する日本人と外国人が相互に国際理解を深め国際交流を促進することで、住民の意識向上と地域の国際化の推進を図る。国際交流員が公民館等に出向き国際理解講座を開催し、文化や習慣について紹介する。	・外国語講座の開催 ・国際理解講座、交流イベントの開催 等	・語学講座、年3講座15回38名の参加 ・世界を旅する講座、年5回76名の参加 ・国際クッキング教室、年5回78名の参加 ・多文化交流フェスタ、年1回374名の参加	・外国語講座の開催 ・国際理解講座、交流イベントの開催 等
外国人	36	国外情報発信事業	文化交流課	・国際交流員の配置による国際交流業務の円滑な推進を図る ・地域での国際理解講座、語学講座に国際交流員を派遣し、国際理解を推進する。	ドイツ、中国、韓国の国際交流員を各1名ずつ配置	ドイツ、中国、韓国の国際交流員を1名ずつ配置 ・国際交流員の外部派遣実績 83回 ・参加者数 1,491人	ドイツ、中国、韓国の国際交流員を各1名ずつ配置
<b>鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画(R2.3制定)</b>							
病気	37	感染症対策推進事業	保健所保健医療課	感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供を図る。また、感染症の発生動向を調査し、感染拡大の兆候を感知し適切な予防活動を実施する	・診査協議会の開催 ・感染症患者の医療費公費負担 ・各種啓発	・診査協議会の開催：24回開催 ・感染症患者の医療費公費負担：随時 ・各種啓発：通年	・診査協議会の開催 ・感染症患者の医療費公費負担 ・各種啓発
病気	38	結核予防対策事業	保健所保健医療課	結核の予防・拡大防止を図り、また結核患者に適正な医療を提供するため、研修啓発事業、結核医療費の公費負担、服薬支援を行う	・従事者研修の開催 ・接触者検診、管理検診の実施 ・医療費の公費負担 ・服薬支援の実施	・従事者研修の開催：未実施 ・接触者検診、管理検診の実施：随時 ・医療費の公費負担：随時 ・服薬支援の実施：随時	・従事者研修の開催 ・接触者検診、管理検診の実施 ・医療費の公費負担 ・服薬支援の実施

分野	No.	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和元年度事業取組	令和元年度事業実績	令和2年度事業取組
病氣	39	がん医療提供体制整備事業	保健所健康・子育て推進課	抗がん剤による脱毛や乳がん手術による乳房切除など、がん治療による外見上の変容に対するがん患者の心理的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図る	ウィッグ(かつら)及び補正下着などの購入費助成	申請件数 74件(ウィッグ61件、補正下着13件) ※うち鳥取市63件(ウィッグ51件、補正下着12件) 東部4町分11件(ウィッグ10件、補正下着1件)	ウィッグ(かつら)及び補正下着などの購入費助成について随時申請受付
<b>鳥取市地域防災計画(R元.修正)</b>							
災害時	40	総合防災対策事業	危機管理課	市民への防災情報提供体制の充実、市民、地域、事業所、行政等の連携による「自助」、「共助」、「公助」の体制整備	・地域防災計画の改訂 ・地区防災マップの作成支援 ・災害時応援協定都市との連携強化	・令和元年11月鳥取市地域防災計画修正 ・地区防災マップの作成支援1件(大村地区) ・連携中枢都市圏との研修・意見交換会実施	・防災ラジオの普及・促進 ・ラジオ・テレビ等広報媒体を使っでの防災情報発信 ・災害時応援協定の拡充 ・地区防災マップの作成支援1件(社地区)
災害時	41	自主防災会関係事業	危機管理課	各地域自主防災会の活動を支援することにより、災害時に必要とされる「共助」の強化を図るとともに、活動を通じて市民の防災意識向上(自助)に繋げていく。	・防災指導員・防災リーダー(登録制)の養成 ・自主防災会の訓練・研修支援	・防災指導員研修 1回開催 参加者32名 ・防災リーダー研修 6回開催 参加者467名 ・自主防災会訓練 1,106回開催 ・自主防災会研修支援回数 23回	・防災指導員・防災リーダー育成・支援 ・自主防災会の訓練・研修支援
災害時	42	避難行動要支援者支援制度普及促進事業	地域福祉課	地震や洪水などの災害時において、障がいのある方、ひとり暮らしの高齢者などの要支援者が、地域の「共助」により支援を受けられる体制づくりの推進を図る。	要支援対象者の範囲を絞り込んだ「避難行動要支援者対象者リスト」を作成し、このリストを地域の支援組織(自治会、自主防災組織、民生児童委員、地区社会福祉協議会等により構成された組織)に提供し、要支援者の存在を認識していただくとともに、対象者に対して制度への登録勧奨を行っていただく。	・避難行動要支援者対象者リストを作成して地域支援組織に提供し、地域の共助による要配慮者の避難支援を行った。	要支援対象者の範囲を絞り込んだ「避難行動要支援者対象者リスト」を作成し、このリストを地域の支援組織(自治会、自主防災組織、民生児童委員、地区社会福祉協議会等により構成された組織)に提供し、要支援者の存在を認識していただくとともに、対象者に対して制度への登録勧奨を行っていただく。
災害時	43	災害時における支え愛地域づくり推進事業	地域福祉課	支え愛マップづくりを通じた町内会、集落単位で取り組む災害時の要支援者避難体制及び平常時の見守り体制の構築を支援することにより、身近な地域で安全安心な生活基盤の整備を行う。	県と協働し、引き続き支え愛活動への支援をしていく。 ・災害時要支援者対策促進事業 支え愛マップの作成を通じ、災害発生時の避難支援の仕組みなどを地域主体となつてつくる取組を支援 ・災害時要支援者対策ステップアップ事業 支え愛マップづくりで共有された「支援の仕組み」の具体的取組事例(会議の立ち上げ運営等)を支援。	・促進事業 4団体 ・ステップアップ事業 4団体	県と協働し、引き続き支え愛活動への支援をしていく。
<b>いのちを支える鳥取市自死対策推進計画(H31～R2)</b>							
自死	44	自死対策強化事業	保健所保健医療課	・こころの健康の保持増進を図り、自死予防につなげるために、地域等に向き合、講話等を実施する。  ・自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)の啓発強化	・ゲートキーパー養成講座 ・眠れていますか?睡眠キャンペーン ・こころからの元氣塾  ・広報、啓発実施	・ゲートキーパー養成講座 1回 32人 ・心の健康づくり研修会 2回 115人 ・心の健康に関する相談 延2,848件 ・こころと命を守るパネル展 9月、3月実施 ・その他啓発 通年	・ゲートキーパー養成講座 1回 32人 ・心の健康づくり研修会 3回 90人 ・心の健康に関する相談 延2,222件 ・こころと命を守るパネル展 9月、3月実施 ・その他啓発 通年
<b>その他</b>							
出所者	45	更生保護団体補助金	地域福祉課	保護司会、更生保護観察協会及び更生保護給産会の社会福祉団体の更生保護活動又は奉仕活動を支援し、社会福祉の増進を図る。	犯罪・非行予防事業、更生保護事業等の更生保護活動を行っている関係団体に補助金を交付することにより、更生保護事業の充実を図ります。	・鳥取保護区保護司会 547,200円 ・鳥取県更生保護給産会 22,950円 ・鳥取県更生保護観察協会 42,500円	犯罪・非行予防事業、更生保護事業等の更生保護活動を行っている関係団体に補助金を交付することにより、更生保護事業の充実を図ります。
生活困窮	46	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	中央人権福祉センター	・中央人権福祉センター内にパーソナルサポートセンターを設置し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援を実施する。	・自立相談支援事業 就労その他の自立支援に関する様々な相談を受け支援を行う。 ・離職により住居を失うおそれがある者に対し家賃相当額の住居確保給付金を支給する。	・相談支援事業 新規相談276件 就労支援44人 ・住居確保給付金の支給 6世帯 560千円	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 ・学習支援事業
生活困窮	47	生活困窮者自立支援事業(就労支援相談事業)	生活福祉課	生活保護受給者に対しての就労支援、生活保護受給世帯の児童・生徒に対し学習支援を行う。	・就労支援事業 ・子どもの学習支援事業	・就労支援事業 事業参加者数 204名 うち就労に結び付いた者70名 ・子どもの学習支援事業 参加児童・生徒数 22名	・就労支援事業 ・子どもの学習支援事業
生活困窮	48	職業紹介事業	経済・雇用戦略課	職業安定法に基づく職業紹介事業者として専任の雇用アドバイザーを配置した鳥取市無料職業紹介所を設置し、求職者に対する相談受付や職業紹介など、きめ細やかな支援を行う。	・雇用アドバイザーによる求職者に対する相談受付や職業紹介	・市内企業の人手不足を解消するための職業紹介事業として、雇用アドバイザー1名を配置し、求職者をデータベース登録・管理しながら、求職者の就労相談や求職者と求人企業とのマッチング支援、求人企業の新規開拓などを実施した。 就職者数12人 求職登録者数19人	・雇用アドバイザーによる求職者に対する相談受付や職業紹介
インターネット	49	人権教育推進事業(携帯インターネット教育啓発推進事業)	学校教育課	市内の各小・中学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。	児童生徒がインターネット等によるトラブルに巻き込まれる可能性のある行為やいじめ等の未然防止につなげるための事業であり、本事業の継続・拡充を継続する。	・児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行った 開催回数 19回	市内の各小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。
インターネット	50	インターネットモニタリング事業	人権推進課	インターネット上の悪質な人権侵害事案を発見し、国・県、関係機関と連携しながら適切な対応を行う。	インターネット上の部落差別事象の実態を把握し、対応策の検討及び今後の啓発に資する。	・令和元年10月から事業実施し、ネット上の部落差別事象の実態把握を行った。	インターネット上の部落差別事象の実態を把握し、対応策の検討、削除要請に取り組む。

## 鳥取市の新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた取り組み

### 1 これまでの取組

#### (1) 鳥取市公式ウェブサイトでの呼びかけ

新型コロナウイルス感染症に関する、感染された方やご家族への誹謗中傷や差別・偏見等の防止について、ウェブサイトで「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について」の掲載、また、随時、市長メッセージ(4月10日～11月12日)を発信。8月8日には、市民の皆様に向け、市長・市議会議長の連名で「ストップコロナ差別」とする3つの宣言を行い、広く市民の皆様へ呼びかけを実施。

### STOP! コロナ差別 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくそう! (8月10日)

新型コロナウイルス感染症の市内の感染拡大に伴い、感染への不安やおそれから、誤った情報や認識に基づく誹謗中傷やインターネット上での悪質な書き込み、さまざまな場面での心ない言動が見受けられます。今こそ、正しい理解と思いやりの心を持ちましょう。

#### 1. 感染者とその関係者の人権を大切に

- 感染された方、そのご家族、友人、医療従事者、感染者が確認された施設・店舗等に対する不当な差別・偏見・いじめ・SNSでの誹謗中傷等の人権侵害は決して許されません。
- わたしたちが克服すべき相手は人ではなく、新型コロナウイルスです。感染者は非難される存在ではなく、守られるべき存在です。
- 感染者を非難したり特定するような行為、個人情報をインターネット・SNSに掲載することはやめましょう。また、これらの情報をむやみに拡散させないようにしましょう。

#### 2. 正しい理解と冷静な行動を

- 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる病気です。「もし、自分や家族が感染したら・・・」と、当事者の立場を自らに置き換えて判断しましょう。
- 不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルスに関する正しい情報に基づいた正しい理解を持ち、冷静な行動をとりましょう。

#### 3. 一人ひとりが思いやりの心を

- 新型コロナウイルス感染症は目には見えないウイルスです。不安や恐れを感じるのやむを得ないことですが、私たち一人ひとりがお互いを思いやるころ・気持ちをもち、互いを支えあって生活することが大切です。
- 鳥取市に、暮らし、働き、学び、集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市として、この難局を市民一丸となって乗り越えていきましょう。

### 県外からの移動自粛に関する人権への配慮について(5月29日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、鳥取県が、5月中は県境を越える不要不急の移動は自粛いただくようお願いしているところです。(6月からは、中国5県相互間の往来については感染予防に心がけたうえで制限がなくなるなど、段階的に緩和されていく予定です。)

しかしながら、仕事や医療機関の受診等やむを得ない事情により、県外から自家用車で来訪される方がいらっしゃいます。特に、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」内の兵庫県隣の隣接町の住民の方には、通勤や買い物、通院等における生活圏が鳥取市となっておられる方が多くいらっしゃいます。

また、やむを得ない事情により、県外ナンバーの車のまま鳥取市で生活されている方もいらっしゃいます。

このような中、県外ナンバーの車の利用者の方に対するいやがらせや誹謗中傷に関するご相談等が寄せられています。差別や偏見、いやがらせ等の人権侵害はあってはならないものです。市民の皆様には、落ち着きを持った冷静な対応を心がけていただきますとともに、思いやりのある行動に引き続きご配慮いただきますようお願いいたします。

**新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について（お願い）（4月13日）**

新型コロナウイルスの感染が日本国内でも拡大する中、感染された方やそのご家族、医療従事者、外国人の方などに対して、誤った情報や認識に基づく不当な差別・偏見・いじめ・SNSでの誹謗中傷等の人権侵害があってはなりません。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、国、県及び本市ホームページなどで、新型コロナウイルスについての正確な情報をご確認いただき、冷静な行動をとっていただきますようお願いいたします。

誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めていただき、お互いに関手を思いやる気持ちを持っていただきますようお願いいたします。

**(2) 広報チラシでの呼びかけ**

**①鳥取市からのお知らせ「市民の皆様への3つの宣言」 STOP! コロナ差別（8月8日新聞折込）**

**鳥取市からのお知らせ**  
市民の皆様への3つの宣言  
**STOP! コロナ差別**  
鳥取市長 深澤 義彦  
鳥取市議会議員 山田 延孝

11 感染者とその関係者の人権を守ります  
感染された方は非難される存在ではなく、守られるべき存在です  
○感染された方やその家族、友人、医療従事者等に対して非難したり、不当な差別・偏見、いじめや誹謗中傷等を行ったりすることはやめましょう。  
○心ない書き込みや個人情報をインターネット・SNSに投稿・投稿することはやめましょう。

12 風評被害を防ぎます  
正しい情報に基づいて、冷静な行動をとることが大切です  
○感染者と関係があったといった誤った情報や正確な情報をうのみにし、むやみに拡散することはやめましょう。  
○虚偽・捏造等に関する誤情報中絶をやめましょう。  
○新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる病気です。「もし、自分や家族が感染したら...」と、当事者の立場を自らに置き換えて考え、正しく理解し、冷静な行動をとります。

13 今こそ思いやりの心を大切にします  
わたしたちが克服すべき相手は人ではなく、新型コロナウイルスです  
○ウイルスへの不安や恐れから、人を責めたり、人のかかわりを不必要に避けようとすることがあります。このようなときこそ、地域のつながりを大切にして、私たち一人ひとりがお互いを思いやることを大切に、互いを支えあひ、この難局を市民一丸となって乗り越えていきましょう。

【お問い合わせ先】 人権推進課：0857-30-8071

---

**こんな子どもたちになろう! 3つの宣言**  
鳥取市教育長 庵室 高志

11 いじめをしません  
**許しません**  
●かかった人の悪口を言いません。  
●いじめをしません。  
●噂は広げません。

12 正しく理解します  
**理解します**  
●人の噂やインターネット上の写真上の正確な情報をそのまま信じません。  
●正確な情報を拡散します。

13 思いやりの心を大切にします  
**大切にします**  
●不安な気持ちを言葉にして考えます。  
●不安な気持ちを言葉にして考えます。  
●心と心をかけあひ、互いを支えあひます。

【お問い合わせ先】 学校教育課：0857-30-8412

**鳥取市**  
**コロナシグナルオン**  
**鳥取県版コロナ警報**  
【重点地域/東部】を**発令中!**

【鳥取市からお願い】

**三密・会食に注意しよう!**  
○三つの密(密着、密集、密閉)を避ける。人と人の接触距離(目安2m)を取る。距離が取れない場合のマスク着用、こまめな手洗いやうがいなど、感染予防に最大限の注意を払ってくださいようお願いします。  
●新しい人混みの状況による感染が拡大しています。お食事の飲食店やカフェなどは特に注意が必要です。自分、大切な人、地域と社会を守るために、慎重な行動をお願いします。

**お盆や夏休みの過ごし方についてのお願い**  
●お盆や夏休みに野外から帰るをお考えの方は、高齢者や基礎疾患をお持ちのご家族など、感染すると重症化する恐れのある方への影響を考慮していただき、往來すること自体について必要に応じてご判断ください。  
●今年の夏休みは、感染予防をしっかりとしたことが必要です。ご家族で話し合いをお願いします。

**思いやりの気持ちをもって、冷静な対応を!**  
●感染された方やご家族への誹謗中傷や、治療にあたる医療従事者等への偏見など、感染すると重症化する恐れのある方への影響を考慮していただき、往來すること自体について必要に応じてご判断ください。  
●今年の夏休みは、感染予防をしっかりとしたことが必要です。ご家族で話し合いをお願いします。

**新型コロナウイルス感染症対策**  
～感染しない・させないために、新しい生活様式を日常生活に取り入れよう～

個人の健康チェック	人と人との距離を十分に	こまめに換気	うがい・手洗い	マスク着用・換気システム	食事のときも
●体温や体調管理 ●マスク着用 ●手洗いやうがい ●咳エチケット ●不要不急の外出を避け、必要時はマスクを着用する	●人と人の距離の確保 ●密集・密着を避け ●必要時はマスクを着用する	●窓やドアを開けること ●換気扇の活用 ●換気回数(目安)を 確認する	●こまめなうがい ●手洗い ●うがいの回数 ●うがいの方法	●外出先ではマスク ●公共交通機関 ●エレベーター ●エレベーター ●エレベーター	●食卓は短く ●食卓は短く ●食卓は短く

【お問い合わせ先】 危機管理課：0857-30-8032 保健医療課：0857-30-8531

**②鳥取市からのお知らせ**

**チェンジ! 「新しい生活様式」へ～STOP! 新型コロナウイルス感染～（10月10日新聞折込）**

**チェンジ!**  
鳥取市からのお知らせ  
**「新しい生活様式」へ**  
～STOP! 新型コロナウイルス感染～

鳥取市では、市民の皆さまに安心して生活いただくため、以下の新型コロナウイルス感染防止対策を実施中です。

感染防止対策①	感染防止対策②	感染防止対策③	感染防止対策④	感染防止対策⑤	感染防止対策⑥
●歩道では人と1メートル以上間隔を確保	●待合のイスの確保 ●待合のイスの確保	●窓口の受付情報 ●受付情報の提供	●カウンターやボールペンの消毒 ●消毒の徹底	●窓口のカウンター ●消毒の徹底	●顔罩のマスク着 ●用を徹底

【お問い合わせ先】 鳥取市コールセンター TEL: 0857-22-8111 FAX: 0857-20-3909

**鳥取市からのお知らせ**  
市民の皆様への3つの宣言  
**STOP! コロナ差別**  
鳥取市長 深澤 義彦  
鳥取市議会議員 山田 延孝

11 感染者とその関係者の人権を守ります  
感染された方は非難される存在ではなく、守られるべき存在です  
○感染された方やその家族、友人、医療従事者等に対して非難したり、不当な差別・偏見、いじめや誹謗中傷等を行ったりすることはやめましょう。  
○心ない書き込みや個人情報をインターネット・SNSに投稿・投稿することはやめましょう。

12 風評被害を防ぎます  
正しい情報に基づいて、冷静な行動をとることが大切です  
○感染者と関係があったといった誤った情報や正確な情報をうのみにし、むやみに拡散することはやめましょう。  
○虚偽・捏造等に関する誤情報中絶をやめましょう。  
○新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる病気です。「もし、自分や家族が感染したら...」と、当事者の立場を自らに置き換えて考え、正しく理解し、冷静な行動をとります。

13 今こそ思いやりの心を大切にします  
わたしたちが克服すべき相手は人ではなく、新型コロナウイルスです  
○ウイルスへの不安や恐れから、人を責めたり、人のかかわりを不必要に避けようとすることがあります。このようなときこそ、地域のつながりを大切にして、私たち一人ひとりがお互いを思いやることを大切に、互いを支えあひ、この難局を市民一丸となって乗り越えていきましょう。

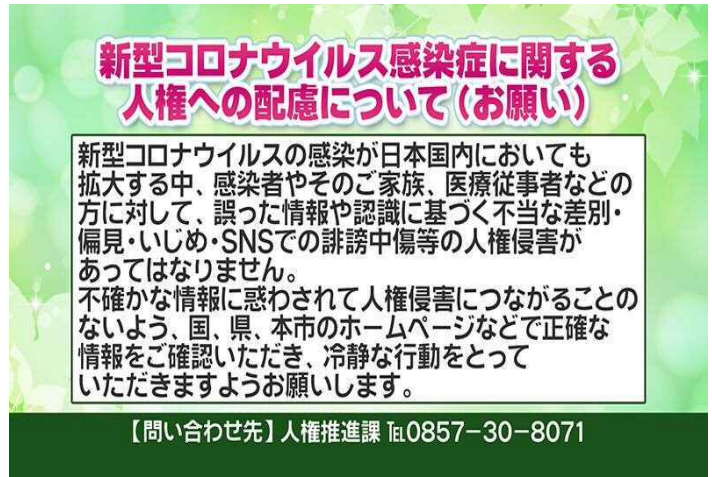
【お問い合わせ先】 人権推進課：0857-30-8071

---

**日本庁舎跡地活用について考えるワークショップの参加者を募集しています**  
市民の皆さまと旧庁舎跡地活用について話し合う機会を設けています。  
開催日時 14時00分～17時00分  
開催場所 市内各会館  
定員 50名程度  
参加費 無料  
申込方法 申込書、履歴書、写真2枚、住所録を提出してください。郵送でも可。詳しくはウェブサイトをご覧ください。  
申込先 市民参加課 市民参加課 市民参加課  
〒690-0103 鳥取市東町1-1-1 市民参加課 市民参加課 市民参加課  
TEL: 0857-30-8012 FAX: 0857-20-3040 E-mail: hikaku@city.tottori.lg.jp

### (3) コミュニティーデータ放送による周知

鳥取市の行政情報等を提供するケーブルテレビ局「いなびりびょんびょんネット」において、「文字画面放送を実施中。



### (4) 各機関等への周知（8月12日～13日）

鳥取市人権教育協議会（事務局：鳥取市人権推進課）の構成団体（※）、各総合支所及び各人権福祉センター等へ、広報チラシ「市民の皆様への3つの宣言」STOP! コロナ差別（8月8日新聞折込）を送付し、各団体内における周知を依頼。

（※）企業部会（391団体）、社会教育部会（16団体）、行政関係部会（24団体）会員、人権啓発企業連絡会（77団体）、各地区人権推進等協議会（52地区）

### (5) 「人権とっとり講座」における周知（8/25、9/4、9/16、10/8）

「人権とっとり講座」の開催毎に、当日の受講者へ広報チラシ「市民の皆様への3つの宣言」STOP! コロナ差別（8月8日新聞折込）を研修資料とあわせて配布、啓発を行なった。※受講人数 8/25…88名 9/4…90名 9/16…73名 10/8…107名

### (6) 鳥取市人権相談窓口での相談支援

新型コロナウイルスに関連する偏見や差別につながる行為、誹謗中傷等に係る人権相談、新型コロナウイルス感染拡大に伴うDV等についての相談に対応。

#### 【人権相談窓口】

- ・人権相談（鳥取市人権推進課）
- ・誹謗中傷を受けた人の心理的ケア（中央人権福祉センター(カウンセラー対応)）
- ・個人のプライバシー侵害への対応（中央人権福祉センター(弁護士対応)）
- ・風評被害による収入減などに係る支援（中央人権福祉センター(相談支援員対応)）

#### 【新型コロナウイルス感染拡大に伴うDV相談窓口】

- ・DV相談+（プラス）（鳥取市男女共同参画課、こども家庭相談センター）

### (7) デマ情報、誹謗中傷等のネットモニタリング

インターネット上の部落差別事象の実態を把握するため、インターネットモニタリングを昨年度から実施。今年7月から、新型コロナウイルスに関わる差別事象もモニタリングの対象に含め実施中。8月からは、住所、氏名等の記載があり個人が特定されるもの、攻撃的な表現で差別を助長するものに対し、プロバイダに削除依頼を実施。

## 2 今後の取組

鳥取市公式ウェブサイト、鳥取市広報番組を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての啓発を引き続き実施する。

また、「コロナ差別」防止に向けた啓発を推進するため、各企業・団体が行う人権研修や、各地区・地域で開催されている小地域懇談会等で活用いただけるよう、『人権啓発用リーフレット』を作成中。

## 新型コロナウイルスに関するネットモニタリングの状況

### 1 スレッドの特徴

【掲示板「爆サイ.com 山陰版」内】

○キーワード「鳥取」「コロナ」で検索した結果（8月25日現在）

①スレッド：215件

内過去1か月以内(7/25~8/25)に書き込みのあったもの67件

②レス：1,522件

○実際にあるスレッドタイトル

「【総合】鳥取県コロナ最新情報」「【総合】鳥取「市」最新情報」

「鳥取をけなしまくれ！！」「コロナ鳥取でた」

「県外ナンバーだらけ。鳥取県にコロナ持った奴等が来襲」

「鳥取市のコロナ感染者の実名をあげて」「口例目情報」

### 2 差別的な表現の書き込み特徴

○感染が確認された個人を特定するもの

「〇〇（実名）って？人なの？」「〇〇（実名）って誰？」

「住所は△地区 実家は□町」

○名字や職業を記載し誹謗中傷するもの

「アホの〇〇 マジでアホ」「死ねばいいのに バイオテロ」「非県民」

「監禁中」「〇〇こっそり出所していた」「自業自得な人生だね。楽になれ。」

○家族を誹謗中傷するもの

○行動を批判するもの

### 3 書き込みの傾向

コロナウイルス感染症が全国的に拡大していた年度前半は、個人を特定しようとする書き込みや、感染したことに対する誹謗中傷や行動に対する批判が多く見られた。また、その際に、障がい者や同和地区を揶揄するような言葉や表現が用いられているものもあった。

【9月以降】感染者等の個人に対するものから、投稿者間でのやりとりで互いの主張をし合うものに移る傾向が見られ、誹謗中傷に対してそれを制止したり諭そうとする書き込みが見られるようになった。「県や市がモニタリングしているからやめた方がいい」「それは名誉棄損罪など犯罪に該当する」「特定とか関係なく、感染者への攻撃自体よろしくない事」など。

【11月の傾向】個人名をあげての誹謗中傷は減少しているが、「Go to で旅行でも行ったんだろうよ」「老害誰や!県外客と接触したのか、調子こいて旅行行ったのか」と行動を批判し揶揄するものも多く見られる。感染者への人権を配慮するような書き込みも多くみられるようになった。「年代 性別もう出す必要ないような。プライバシーの配慮も。」「感染者を誹謗中傷から守りましょう」など。

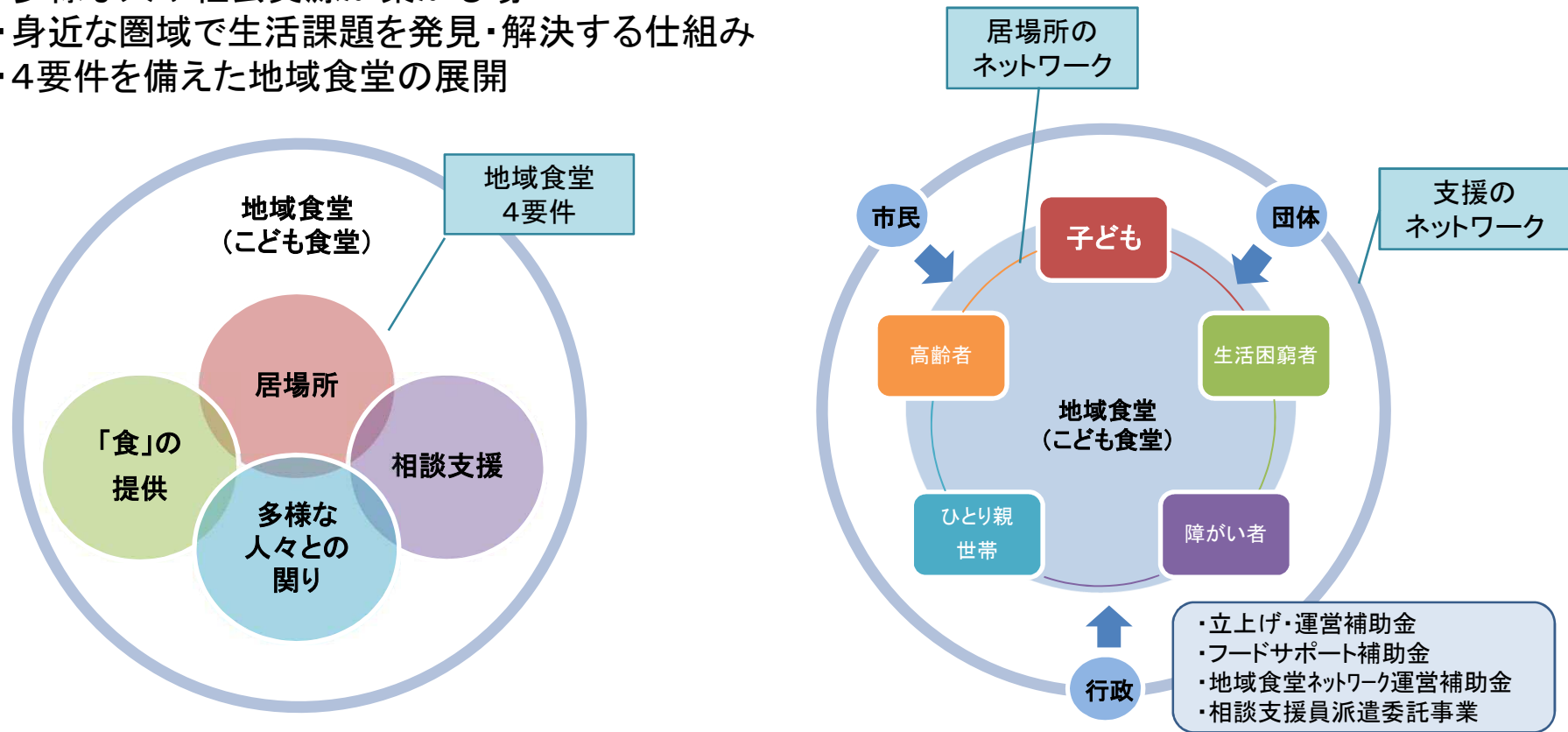
### 4 削除要請について

個人情報を含む内容や、差別を助長するもの・攻撃的な内容について、県と連携しながら、プロバイダに削除要請を行っている。1回では削除されないものも、繰り返し削除依頼することで削除されるケースもあり、また行政がモニタリングを実施していることが差別的な書き込みへの抑止力にもなると考え、今後も継続して行っていく。

# 地域食堂の推進と地域食堂ネットワークの取組

## 「地域食堂」

- ・子どもを中心に地域の様々な人が集う居場所
- ・多様な人や社会資源が繋がる場
- ・身近な圏域で生活課題を発見・解決する仕組み
- ・4要件を備えた地域食堂の展開



- 「支える、支えられる」という一方的関係ではなく相互に支え合う「地域共生社会」実現に資する社会資源
- 誰も排除しない社会の構築に向けて、すべての人を包み込む「包摂型プラットフォーム」としての役割
- SDGs「持続可能な開発目標」への貢献

## 地域食堂ネットワーク 組織概要

名 称	鳥取市地域食堂ネットワーク
設 立	平成29(2017)年11月27日 設立総会
目 的	「地域食堂」が継続的・安定的に運営を行うため、「食堂」を支援する団体とも連携し、互いに支え合う仕組みを構築し、もって地域共生社会をめざす取り組みに資することを目的とする。
活 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報交換会の開催及びネットワークへの参加呼びかけ</li> <li>○寄付や提供食材等の共同管理</li> <li>○衛生管理に関する情報提供や講習会の開催</li> <li>○ボランティア等の人材確保の支援</li> <li>○全体事業の実施</li> <li>○立上げに関する支援</li> <li>○活動の情報発信</li> <li>○その他目的達成に必要な活動</li> </ul>
構 成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域食堂を運営する団体 設立時： 9食堂 → 現在：18食堂＋5食堂(3町)</li> <li>○地域食堂を支援する団体 設立時：10団体 → 現在：29 団体</li> </ul>
役 員	共同代表 (運営団体)パーソンサポートとっとり 代表 山根 恒 (支援団体)社会福祉法人鳥取福祉会 理事長 松下 稔彦 会計監査 (運営団体)江山こども食堂運営委員会 代表 福田 和之
事務局	鳥取市中央人権福祉センター内(幸町151)



## 地域食堂 運営団体

食堂名	運営団体名	会場	実施日	人数	校区	
きりん こども食堂	きりんのまち愛プロジェクト	岩倉地区公民館(立川町6丁目)	毎月第1・3(水)17:00～	70	東	岩倉
けたかくる子ども食堂	けたかくる子ども食堂運営委員会	スマイルセンター浜村(気高町北浜)	毎月第1・3(金)17:00～	60	気高	浜村
江山 子ども食堂	江山子ども食堂運営委員会	江山人権福祉センター(下味野)	毎週(水)17:00～	50	江山	美和
子どもサポート「サンキッズ」	サンキッズ子ども食堂運営委員会	上町屋老人憩いの家(国府町町屋)	毎月第2・4(土)9:00～	20	国府	宮ノ下
子どもとみんなの食堂「ぽっと」	みんなの居場所「ぽっと」	みんなの居場所「ぽっと」(湖山町北)	(月)～(土)18:00～	30	湖東	湖山
ささえあい こども食堂	支え愛ネットワークの会	西人権福祉センター(西品治)	毎月第3(金)18:30～ 翌日(土)11:30～	20	西	富桑
来未完(くるみかん)食堂	わいわい広場とっとり	産後ケアやわらかい風(馬場町)	毎月第2・4(水)17:30～	30	北	久松
市役所すなばこども食堂	NPO法人あゆみ・ハートサポートとっとり	すなば珈琲鳥取市役所店(幸町)	毎週(火)(木)18:00～	30	西	明德
すなば こども食堂	NPO法人あゆみ・ハートサポートとっとり	すなば珈琲賀露店(賀露町西3丁目)	毎月第2・4(木)17:00～	50	湖東	賀露
高草ちいき食堂	高草ちいき食堂運営委員会	高草人権福祉センター・古海児童館(古海)	毎月第1・3(土)11:00～	20	高草	大正
たちかわ子どもクラブ	社会福祉法人鳥取こども学園	修立地区公民館(吉方町1丁目)	毎月第4(木)17:00～	30	東	修立
ちいき食堂in幸町	(株)つむぎ[センター委託事業]	中央人権福祉センター(幸町)	毎月第2・4(土)9:30～	20	西	明德
てらこや こども食堂	NPO法人 桔梗会	デイサービスたちばな(行徳3丁目)	毎週(金)18:00～	20	西	富桑
寺子屋みらい	NPO法人 ワーカーズコープ	みらい鳥取(千代水1丁目)	毎週(水)(土)18:00～	20	北	城北
とっとり こども食堂	NPO法人 こどもらぼ	市文化センター(吉方温泉町3丁目)	毎週(火)18:00～	20	南	日進
ふれあい食堂	河原町共助会	河原町コミュニティセンター(渡一木277-1)	毎月第4(土)10:00～	30	河原	河原第一
希来里(きらり)食堂	希来里(きらり)食堂の会	佐治人権福祉センター(古市71-3)	毎月第4(土)10:00～	30	千代南	佐治
にじいろcafe	地域コミュニティらるらら	市福祉文化会館(西町2丁目311)	毎週(木)(金) 第1(土)	30	北	久松

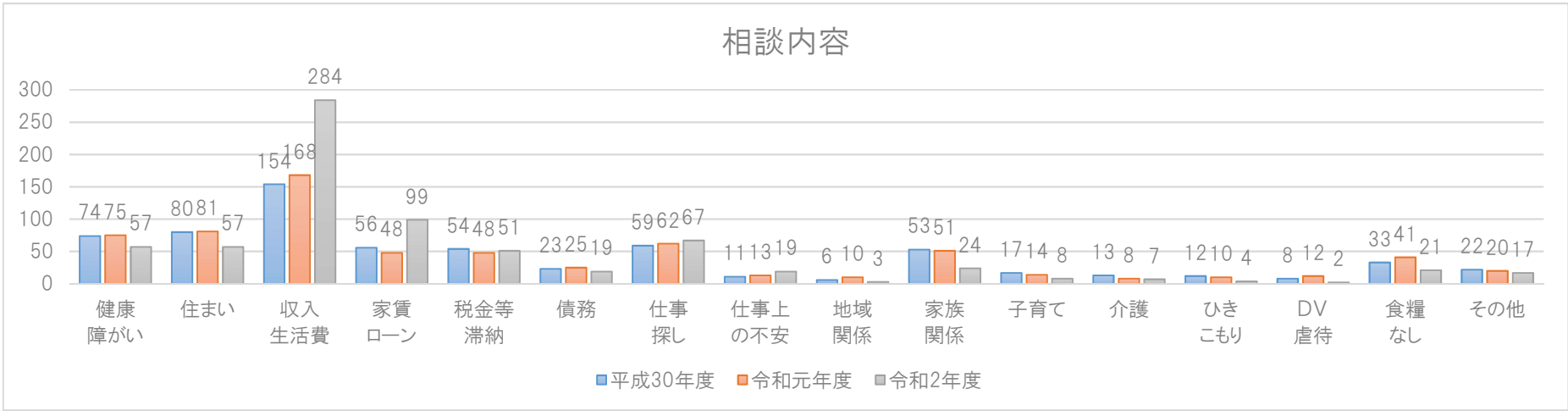
食堂名	運営団体名	会場	実施日	人数	町名
寺子屋みらい こおげ	NPO法人 ワーカーズコープ	郡家西地区公民館(八頭町郡家)	毎週(金)18:00～	20	八頭町
のぞみおやこ食堂	社会福祉法人 愛光会	母子生活支援施設のぞみ(八頭町宮谷)	毎月第2・4(金)17:30～	20	
まんぶく食堂 えん	宗教法人 極楽寺	旧すわ保育園(智頭町智頭)	毎週(水)放課後～	20	智頭町
ふれあい食堂	※※	久志谷児童館(智頭町久志谷)	毎月第4(土)11:30～	30	
岩美こども食堂	ぷろじえくとえん	岩美こども食堂(岩美町浦富)	毎月第2・4(木)17:30～	30	岩美町

## 地域食堂 支援団体

支援団体名	支援内容				
	食料品	寄付金	役 務	その他	
社会福祉法人 鳥取福祉会			○	○	食材の各食堂への運搬、協賛金の提供、ネットワークの運営
鳥取県生活協同組合	○				食品の提供(毎週)
株式会社 鳥取銀行		○			社会貢献型私募債による寄付金
株式会社 山陰合同銀行		○			社会貢献型私募債による寄付金
鳥取信用金庫				○	地域食堂への支援を広報
鳥取商工会議所				○	地域食堂への支援を広報
鳥取市三商工会連絡会				○	地域食堂への支援を広報
大江ノ郷自然牧場	○				鶏卵の提供(毎週)
すなば珈琲	○				料理の提供(毎週)、BBQなどのイベントの実施
社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	○	○	○		食料品、食器類、寄付金等の提供呼びかけと集約、立上げ支援
株式会社サングルメ	○				冷凍食品(デザート類)の提供
鳥取ヤクルト販売株式会社	○				ヤクルト、ヨーグルトなどの提供(毎週)
鳥取市医療看護専門学校			○		学生への呼びかけ
国際ソロプチミスト鳥取		○			寄付金等の提供
山光いなば農園未来の宝応援プロジェクト	○				専用農園で収穫した野菜の提供、収穫祭等のイベントの実施
地域商社とっとり (麒麟のまち)	○				食品等の提供
鳥取いなば農業協同組合せんだい支店	○				生産者から提供いただいた野菜、果物等の集約
日本郵便株式会社因幡地区連絡会	○				郵便局利用者への食料品の提供呼びかけと集約
こども食堂に取り組む学生の会「ユリイカ」			○		学習支援ボランティアの呼びかけと派遣、イベントの実施
株式会社 食のみやこ鳥取 (地場産プラザ わったいな)	○				食品(野菜等)の提供
株式会社ちむら	○				食品(とうふちくわ等)の提供(毎週)
鳥取赤十字病院	○				災害備蓄品(アルファ化米等)の提供
中国電力株式会社 鳥取営業所	○				災害備蓄品(アルファ化米等)の提供
有限会社 パンドラの箱	○				食品(パン類)の提供
株式会社 サンインマルイ(市内4店舗)	○				食品(豆乳製品)の提供
株式会社 戸信	○			○	食品提供、会場貸出
マルサンアイ鳥取 株式会社	○				食品提供
株式会社 サンマート(湖山店)	○				食品提供
有限会社亀甲や	○				食品提供

生活困窮者支援の状況

新規相談者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	27	36	34	25	29	17	28	26	14	20	26	21	303
令和元年度	17	27	25	27	23	19	23	24	17	15	30	29	276
令和2年度	74	27	25	25	61	95	47						354



相談内容	健康障がい	住まい	収入生活費	家賃ローン	税金等滞納	債務	仕事探し	仕事上の不安	地域関係	家族関係	子育て	介護	ひきこもり	DV虐待	食糧なし	その他
平成30年度	74	80	154	56	54	23	59	11	6	53	17	13	12	8	33	22
令和元年度	75	81	168	48	48	25	62	13	10	51	14	8	10	12	41	20
令和2年度	57	57	284	99	51	19	67	19	3	24	8	7	4	2	21	17

※令和2年度は10月末までの数値

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例

平成23年3月25日

鳥取市条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくり（以下「差別のない人権尊重の社会づくり」という。）に関し、市の責務及び市民（市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにし、人権擁護に資する施策及び人権意識の高揚を図るための施策（以下「人権施策」という。）の推進のための必要な事項を定め、さまざまな人権課題の解決への取組みを推進し、もって、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市政における全ての分野において人権尊重の視点に立ってそれぞれの施策を行うとともに、人権施策を推進するよう努めるものとする。

2 市は、部落差別をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人、ハンセン病回復者をはじめとするさまざまな病気に関わる人等に対する差別、虐待等あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて、人権問題における分野ごとの実態把握に努めるものとする。

4 市は、人権施策を推進するに当たっては、国、県、関係団体等との連携に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるとともに、差別のない人権尊重の社会づくりに関し、市はもとより自らも主体的かつ積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市民と市との協働)

第4条 市民及び市は、協働して、差別のない人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針等)

第5条 市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 差別のない人権尊重の社会づくりの基本理念に関する事。
- (2) 人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発に関する事。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関する事。

3 市長は、人権施策の推進を、市の総合計画に位置付けるものとする。

4 市長は、多様で複雑化する人権に関する相談に対応するため、相談窓口その他必要な支援体制の充実に努めるものとする。

(鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するための事項について調査及び審議するため、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、差別のない人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 協議会は、必要に応じて公聴会を開き、広く市民の意見を聴くことができる。

(協議会の委員)

第7条 協議会は、委員20人以内で組織するものとし、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(協議会への委任)

第11条 第7条から前条までの規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の廃止)

- 2 鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(平成6年鳥取市条例第21号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に廃止前の鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(以下「廃止条例」という。)第8条の規定に基づく委員は、この条例第7条の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止条例の規定による任期の残存期間とする。